



うそ電話詐欺防犯情報

高校生の電子マネー被害の架空請求詐欺発生 !!



電子マネーの利用権を騙し取られる架空請求詐欺としては、本県では、初めての高校生の被害届を受理しました。今後も、みなさんのスマートフォンや携帯電話に、有料サイト利用料や滞納金等を騙った架空請求のショートメールが届いたり、電話が架かってくるおそれがあります。下記事例を参考に被害に遭わないようにしましょう。

【事例】

9月中旬、高校生の携帯電話に大手インターネット通信販売サイト事業者名で「有料動画の未納料金が発生している」、「本日中にご連絡なき場合、法的手続に移行する」、「連絡先03-XXXX・・・・」等といったショートメールが送信されてきました。

高校生は普段から大手インターネット通信販売サイトを利用閲覧していることから、その連絡先に電話したところ、電話先の男から「アダルトサイトの利用料が発生している」、「20万円です」、「コンビニで電子ギフト券（電子マネー）を買って支払って」等と言われ、男の指示どおり、複数店舗のコンビニエンスストアで電子ギフト券を立て続けに購入し、そのID番号を相手の男に連絡し、総額20万円の電子マネーの利用権を騙し取られる被害に遭いました。

注意点

今年に入り、県内では、有料サイト利用料等名目のメール（SMSを含む）や電話を受けたなどと、架空請求詐欺の相談や被害が相次いでいます。

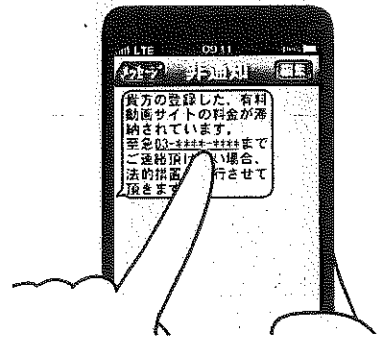
SMS等のメールや電話は不特定多数宛てに送信されていると考えられることから、中高生が持つスマートフォン等にも送信されているものと考えられます。

特に中高生であれば、「アダルトサイト利用料」等と請求されれば、羞恥心等から保護者を含む大人に相談しにくい現状にあると思われます。

メールやハガキ等で支払い請求があった場合には、

- 有料サイト利用料や滞納金名目の架空請求詐欺が急増していること。
- サイト会社等から電話やメールをするように指示されても、絶対に相手に電話やメールをせず、まず、家族や警察等に相談すること。
- 警察では匿名相談を受け付けていること。
- コンビニエンスストア端末での操作や電子マネーの購入や支払いを指示されたら詐欺を疑うこと。
- 学校や家族間においても詐欺の手口について話し合う習慣をもつこと。

等に注意し、被害に遭わないようにしましょう。



不審な電話等に関する、お問い合わせ・相談はこちらへ

・最寄りの警察署又は鹿児島県警察本部（Tel 099-206-0110又は#9110）